

## 第1節 復帰前の米軍基地問題

### 1 焦土の中の全島基地化

#### (1) 沖縄戦

1945年（昭和20年）3月26日の米軍の慶良間列島上陸に始まった沖縄戦は、太平洋戦争の最後の決戦であり、国内唯一の住民を巻き込む地上戦であった。日本軍は、できるだけ長く米軍に抗戦し米軍の損害を増大させ、それによって米軍の本土上陸の時期を延ばし戦力を消耗させるという持久作戦を展開し、『鉄の暴風』と呼ばれるような激烈悲惨な戦闘が行われた。沖縄戦は、同年6月23日、日本軍の組織的な抵抗が終わり事実上終了するが、この激しい戦闘により失われた人命は一般住民を含め20万人余に及び、その他生産施設や貴重な文化遺産などが破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化した。

戦後80年近く経過した現在でも、不発弾の処理、遺骨収集など、今なお戦争の傷跡が残っている。

#### (2) 米軍占領と基地構築

1945年（昭和20年）3月末の慶良間列島に続き、4月1日に沖縄本島への上陸を果たした米軍は、米国海軍軍政府布告第1号（いわゆる『ニミッツ布告』）を公布し、読谷村字比謝に米国海軍軍政府を設置、南西諸島とその周辺海域を占領地域と定め、日本の司法権、行政権の行使を停止し、軍政を施行することを宣言した。

沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地区に設置した収容所に強制隔離し、沖縄全域を直接支配下に置き、軍用地として必要な土地を確保したうえで基地の建設を進める一方で、米軍にとって不要となった地域を住民に開放し、居住地及び農耕地として割り当てていった。

沖縄の米軍基地は、占領当初においては、米国の極東政策上特に重要な基地として認識されてはいなかったが、1949年（昭和24年）以降における中華人民共和国の成立や朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化により、米国は極東政策の転換を余儀なくされ、沖縄の戦略的価値が認識されるようになり、沖縄は、自由主義陣営の拠点基地『太平洋の要石』と呼ばれるようになった。

そのため、米国は沖縄の基地の長期保有方針を打ち出し、大規模な軍事基地の建設を開始した。

その一方で、1949年（昭和24年）10月に琉球軍政長官に就任したシーツ少将は、沖縄基地の恒久化を摩擦なく行うため、従来の場合当たりの統治を根本的に変更し、経済の復興と統治の民主化を軸とするいわゆる『シーツ政策』を実施していった。

米軍の占領は、沖縄本島を中心とした激しい戦闘の末に確立され、この軍事占領がそのまま戦闘行為終了後の軍用地の使用、接收に引き継がれていった。米軍は、このような戦場又は占領地の継続状態としての軍用地の使用は、国際法上当然に与えられた権利であるとし、その根拠として「陸戦の法規慣例に関する条約（いわゆる『ヘーグ陸戦法規』）」をあげ、何らの法制上の措置を必要としないとしていた。したがって、米軍は占領当初の軍用地に対してはもちろんのこと、その後の新規接收地に対しても軍用地料の支払いをせず、無償のまま使用を続けていた。

## 2 土地接收と島ぐるみ闘争

### (1) 軍用地の法的根拠づけのための施策

1952年（昭和27年）4月28日、「対日平和条約」の発効により日米間の戦争状態は終了し、日本は独立国としての主権を回復することになるが、その代償として、日本固有の領土である沖縄は同条約第3条により日本本土から分断され、米国の施政下におかれた。一方で、同条約の発効により米軍による沖縄の占領状態が終了し、従来『ヘーグ陸戦法規』を根拠とする軍用地の使用権原も当然その法的根拠を失うこととなった。

講和後も引き続き沖縄の軍事基地を確保する必要があった米国としては、たとえ平和条約第3条により施政権者たる地位を与えられたとしても、土地所有者との契約によるか、又は、強制使用手続のいずれかにより、軍用地の使用権原を新たに取得するための法制が必要であった。そのため米国民政府は、既接收地の使用権原と新規接收を根拠づける布令を次々と発布し、軍用地使用についての法的追認を行うと同時に、新たな土地接收を強行していった。

まず米国民政府は、1952年（昭和27年）11月1日に布令第91号「契約権」を公布し、賃貸借契約による既接收地の継続使用を図ったが、契約期間が20年と長期のうえ軍用地料が低額であったため、契約に応じた地主はほとんどなかった。同布令では、琉球政府行政主席と土地所有者との間で賃貸借契約を締結し、琉球政府が米国政府に土地を転貸することになっていた。

次いで、米国民政府は1953年（昭和28年）4月3日、土地の使用権原を取得するため、布令第109号「土地収用令」を公布した（以下、この節で「布令第109号」という。）。同布令によると、米国

が土地の使用権原を取得する場合はまず協議によるものとするが、それが不成功に終わったときは、米国はあらかじめ地主に対し収用の告知をなすものとし、地主は30日以内に受諾するか又は拒否しなければならなかった。拒否する場合は、地主はその旨を民政副長官に訴願することができたが、その場合にも米国は一方的に収用宣告書を発することによって、土地の使用権原を強制的に取得することができることとされていた。

この布令第109号は、本来既接收地の使用権原を取得することを目的として制定されたものであったが、当時は米軍基地の建設、強化が進められていたため、実際にはもっぱら軍用地の新規接收のみに適用され、既接收地の使用権原については依然として法的根拠を欠いていたことから、米国民政府は、1953年（昭和28年）12月5日、布告第26号「軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償」を公布した（以下、この節において「布告第26号」という。）。

布告第26号の中で米国は、一方的に、「軍用地について、1950年（昭和25年）7月1日または収用の翌日から米国においてはその使用についての黙契とその借地料支払の義務が生じ、当該期日現在で米国は賃借権を与えられた」と宣言し、既接收地の使用権原を合法化した。これによって、講和後における米国の土地使用の法的根拠づけの作業は完了することとなった。

## （2）銃剣とブルドーザーによる新規接收

既接收地の使用権原及び新規接收の根拠となる法令の整備を終えた米国は、この時期に那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等の各地において、武装兵の力によって強制的に新規の土地接收を行っていった。

このような米国の態度に対して住民は、各地で米軍の銃剣とブルドーザーの前に座り込むなどの反対闘争を繰り返し、ときには米軍と流血騒ぎを起こすなどの激しい抵抗を示した。

### ア 真和志村（現那覇市）の銘苅、安謝、平野、岡野の例

1952年（昭和27年）10月16日、米国民政府は、同年12月10日までに真和志村銘苅、安謝、平野、岡野の四集落を明け渡すよう収用通告を発したが、立法院は、このような収用権原はないと主張した。そこで米国民政府は、1953年（昭和28年）4月3日に公布した布令第109号「土地収用令」に基づき4月10日に収用を通告し、翌11日の早朝には、米軍武装兵に守られたブルドーザーにより、次々と農地を接收した。

### イ 宜野湾村伊佐浜の例

1954年（昭和29年）7月、米国民政府は宜野湾村伊佐浜集落の水田に対し、蚊が発生し脳炎を媒介するとの理由で農耕の禁止を通告した。地元住民や立法院は、蚊の発生という理由に疑問を抱いていたが、その後米国民政府は、米軍の基地建設にとって必要なマスタープラン地域であるとし、立退きを勧告した。

1955年（昭和30年）3月11日、一部地域の強制接收が執行され、武装兵が、ブルドーザーの前に座り込む住民を銃床で殴りつけるなど、32人の重軽傷者が出る騒ぎとなった。この日の土地の強制接收は取り止められたが、同年7月、土地収用を巡り各地から駆けつけた住民と米軍が対峙する中、米国は深夜の間に、武装兵を乗せたトラックで付近の交通を遮断し、警戒態勢のうちに土地を接收した。

### ウ 伊江村真謝、西崎地区の例

1953年（昭和28年）7月15日、米国民政府は伊江村真謝、西崎の土地に地上標的を作るとの目的で明渡しを通告し、翌年6月には工事に着手、住民の家屋を立ち退かせた。さらに1954年（昭和29年）8月には、射撃場の拡張を通告。1955年（昭和30年）3月10日、米国民政府は最後通告を行い、翌11日に杭を打ち始めた。

地元住民は中止を嘆願するが、3月14日には米軍がブルドーザーで家屋や飲料水タンクを次々と破壊し接收した。自分の田畑から閉め出された農民は、乞食姿で沖縄本島を縦断する全島行脚を行い、各地で伊江村の実情を訴えた。

## （3）島ぐるみ闘争

こうした新規の土地接收に対する住民の反対・抵抗運動が高まる中で、軍用地料をめぐる問題が新たな争点としてクローズアップされてきた。

そこで、米国は、毎年賃借料を支払う代わりに、土地代金に相当する額を一括して支払う方が得策であるとの観点から、いわゆる一括払いの計画を発表したが、ほとんどの住民から反対され、またこの問題を重視した立法院も1954年（昭和29年）4月30日、「軍用地処理に関する請願決議」を全会一致で採決した。この決議の中で要請された次の4つの項目は、いわゆる『軍用地問題に関する四原則』として、その後の沖縄における基地闘争の基本原則となるものであった。

## 【いわゆる『軍用地問題に関する四原則』】

- 1 合衆国政府による土地の買い上げ又は永久使用、地料の一括払いは絶対に行わないこと。
- 2 使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく請求額に基づいてなされ、かつ、評価及び支払いは一年毎になされること。
- 3 合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額を速やかに支払うこと。
- 4 合衆国軍隊の占有する土地で不要な土地は早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対に避けること。

この決議の下に、行政府・立法院・市町村長会・軍用地主連合会の四者は「四者協議会」を結成（1956年（昭和31年）6月に市町村議会議長会が加入し「五者協議会」となる）し、以後、軍用地問題に対して同協議会が地主及び沖縄の代表として、先の四原則を掲げて米国民政府と強力に折衝を重ねていった。しかしながら、この問題は米国民政府の権限を越えるものとして何らの解決策も見いだすことは出来ず、結局、沖縄の代表をワシントンに派遣して問題の解決に当たることになり、1955年（昭和30年）5月、沖縄の代表が『軍用地問題に関する四原則』を掲げて渡米した。その結果、一括払いの一時的な中止と調査団の沖縄への派遣が決定され、米下院軍事委員会は、同年10月23日から4日間にわたって沖縄に調査団を派遣し、軍用地問題の全般的な調査を行った。

しかしながら、翌1956年（昭和31年）6月に発表された調査報告書（『プライス勧告』）は、沖縄の基地の重要性を強調し、沖縄の長期保有の必要性を再確認するとともに、一括払いの妥当性を強調し、新規の土地接收を肯定したものであったことから、沖縄の住民は一齐に反対運動に立ち上がり、各地で軍用地四原則貫徹住民大会が、また、那覇市で四原則貫徹県民大会が開かれるなど、プライス勧告反対闘争は沖縄全域に広がっていった。いわゆる『島ぐるみ闘争』である。

こうした中、米国はオフリミッツ（米軍人・軍属の民間地域への立ち入り禁止）を発令し、外国人相手の営業の多い中部地区住民に経済的な影響を与え、また、琉球大学への援助打ち切りを通告するなど、米国の打ち出した政策は『島ぐるみ闘争』に影響を与えた。

そして米国は、1957年（昭和32年）1月、軍用地料の一括払いと新規土地接收は最終方針である旨を発表し、同年2月23日、布令第164号「米合衆国土地収用令」を公布して「限定付土地保有権」なる権利を設定し、地価相当額の地料の一括払いを実施した。

同布令は、米国が先に取得した賃借権を「限定付土地保有権」に切り替えることと、強制収用について規定していたこともあって、米国（陸軍工兵隊）は1957年（昭和32年）5月、那覇空港、嘉手納飛行場を始め、さらにはナイキ基地建設のため読谷村や勝連村、恩納村等14市町村にわたる軍用地について、次々と「限定付土地保有権」の収用宣告書を発し、軍用地料の一括払いを行った。

#### （4）土地闘争の終結と新土地政策

1958年（昭和33年）4月、高等弁務官の「土地接收計画については、現在ワシントンで再検討されている」旨のメッセージが発表され、さらに「軍用地料の一括払いは中止する」旨の説明がなされるに及んで、軍用地問題に何らかの転機が訪れることが予想された。

このような情勢の中、米陸軍省の要請を受けて沖縄の代表団が再び渡米し米政府と折衝した結果、「沖縄の軍用地問題については、現地において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決すべきである」旨の共同声明が発表された。

この共同声明を受けて、琉米双方の委員から構成される現地折衝会議が設置され、約3か月にわたる集中討議の結果、懸案事項の解決についての具体策が合意され、新土地政策として次々と布令や民立法が制定され、実施に移されていった。

まず、1959年（昭和34年）1月に「土地借賃安定法」及び「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法」の2つの民立法が制定され、さらに同年2月に高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」等が公布され、軍用地の取得、地代の評価、その支払い方法等についての制度的な確立が図られていった。

これらの新土地政策が実施されたことによって、『島ぐるみ闘争』は終結することになった。

しかしながら、『島ぐるみ闘争』が終結した後も沖縄の軍用地問題が完全に解決したわけではなく、布令第20号自体新規の強制接收についての規定を有していた。事実、1960年（昭和35年）頃になって米国と中国の緊張関係が厳しくなり、さらに米軍のベトナムへの軍事介入が深まるにつれ、沖縄の米軍基地の機能強化が図られ、それに伴い次々と新規の土地接收が行われていった。那覇軍港やホワイト・ビーチ、嘉手納飛行場等においては、基地機能強化のための拡張工事がなされる一方、各地で軍

用地内の黙認耕作地が強制的に取り上げられ、さらに具志川市（現うるま市）昆布、糸満市喜屋武及び知念村（現南城市）志喜屋において、新たな土地接收が行われた。

#### （5）布令第20号「賃借権の取得について」の概要

布令第20号の公布により、これまで米国が保有していた土地使用の既得権が同布令で定める2種類の賃貸借のいずれかに切り替えられ、新土地政策発効の日（1958年（昭和33年）7月1日）に遡って適用された。同布令はその後復帰の前日まで、沖縄における米国の土地使用と土地接收の根拠法としての役割を果たしていった。同布令の概要は次のとおりである。

まず、米国が使用するための土地または物件を取得するに当たっては、①予め米国（陸軍工兵隊長）が琉球政府行政主席に対し財産取得のための要求告知書を交付し、②琉球政府が地主と折衝を行い、③地主との折衝が成功したときは、琉球政府は地主と「基本賃貸借契約」を締結し、④その後、琉球政府と米国との間で総括賃貸借契約が締結された。

一方、一定の期間経過後においても琉球政府が地主と契約を締結できない場合、または、高等弁務官の特別の認可があったときは、米国（陸軍工兵隊長）は収用宣告書を発するだけで、強制収用することが可能であった。

また、土地を接收すること自体に対する不服申し立て等の救済規定がなく、ただ収用に係る補償額に不満のある場合に、裁判所に適正補償の訴願を提起することができるようになっていたのみであった。（この場合の審判もほとんど却下される状況であった。）

次に、米国が取得する土地の権利として「不定期賃借権」と「定期賃借権（5か年）」の2種類が定められていた。両者は借地期間を不定期と定期（5か年）とする以外は異なるところがなく、「土地の上空、地下及び地上並びに当該土地の地上物件の完全かつ独占的使用、占有及び享有に及ぶ権利」とされていた。特に、不定期賃借権の場合は、米国がその保有を欲する間はいつでも保有できる権利とされていた。

第三に、布令第20号はいわゆる『黙認耕作地』の制度を認め、第1項a後段において「米国に緊急な必要がなく、また琉球経済の最上の利益に合致するならば、米国はその規定した条件の下に賃借土地を一時使用する特権を所有者またはその他の者に許可することができる」と規定していた。使用期間は通常5か年で、耕作等特定の目的に限定して許されていたが、「米国の自由裁量により、いつでも特権を取消することができる。」とされていた。因みに、1970年（昭和45年）における軍用地内の黙認耕作地の面積は、全軍用地面積の約30パーセントに相当するものであった。

### 3 復帰前の主な事件・事故

米軍の軍事優先政策に起因して、事件・事故も多発した。1948年（昭和23年）8月6日に、伊江島において、米軍が沖縄戦時の不発弾や未使用爆弾を船に積み込み、島外に運び出す作業の際、荷崩れを起こし弾薬が爆発し、死者107人、負傷者70人という事故（いわゆる伊江島米軍弾薬輸送船LCT爆発事故）が発生したほか、1955年（昭和30年）9月3日には、6歳の女子が米兵に暴行・殺害される事件が発生した。

基地あるが故の航空機関連事故も多発した。特に1959年（昭和34年）6月30日に発生した石川市（現うるま市）の宮森小学校へのジェット戦闘機の墜落は、11人の児童を含む17人の死者、210人の重軽傷者を出し、沖縄の住民に大きなショックを与えた。そのわずか2年後の1961年（昭和36年）12月7日には、米軍ジェット機が具志川村（現うるま市）川崎に墜落し、住民2人が死亡、4人が重傷を負う事故が発生し、さらに、1965年（昭和40年）6月11日には、読谷村で落下傘を取り付けた米軍のトレーラーが民家の庭先に落下し、遊んでいた小学校5年生の女子が死亡した。

1968年（昭和43年）11月には、ベトナムに出撃していたB-52爆撃機が嘉手納飛行場を離陸した直後に墜落する事故も発生している。

このほか、1969年（昭和44年）7月、知花弾薬庫（現嘉手納弾薬庫）で致死性の高い毒ガスが漏れる事故が発生した。毒ガスは1971年（昭和46年）1月に米国内のジョンストン島への第1次移送があり、続いて同年7月15日から9月9日までの56日間にわたって移送作業が行われたが、その間、周辺住民は避難しなければならず、不便な生活を余儀なくされた。

復帰前は、米兵による交通事故や殺人、暴行事件等が数多く発生したが、補償問題や犯人の処罰など、必ずしも被害者が満足するものではなかった。

繰り返される事件・事故への沖縄の住民の怒りは、1970年（昭和45年）のコザ騒動や復帰運動へと結びついていった。

## 第2節 復帰後の米軍基地問題

### 1 沖縄返還協定と米軍基地

昭和47年（1972年）5月15日に発効した沖縄返還協定は、①沖縄にある米軍基地はそのまま維持され、軍事的機能が低下しないようにすること、②一部縮小される部分は自衛隊により補充され、日本本土について安保条約を手掛かりとして日米の相互防衛体制が強化されること、③沖縄に対する米国の施政権は日本に返還されること、等が主な内容となっている。

沖縄返還協定第3条は、同協定の効力発生の日に米国に沖縄の基地の継続使用を許しており、施政権返還後の沖縄の米軍基地の法的根拠が本土のそれと同様、安保条約第6条に基づくものであることを明らかにしている。

復帰前の米軍基地は、全県土の12.8パーセントに相当する約287平方キロメートルに及んでおり、沖縄本島では、実に20.0パーセントが米軍基地であった。これらの米軍基地を、復帰後どのような範囲で米軍に提供するかについては、沖縄返還協定に附属して「基地に関する了解覚書」が締結され、「返還されない基地（A表）」88箇所、「適当な時期に返還される基地（B表）」12箇所、「即時返還される基地（C表）」34箇所が具体的な基地名をあげて示されている。

このうちA表には、嘉手納基地をはじめとする重要な基地が網羅されているが、継続使用の基地数を少なくするために従来は9施設とされていた嘉手納弾薬庫地区が一つに統合され1施設として計算される一方で、従来は軍用地ではなかった安波訓練場など7箇所が含まれている。また、B表の「適当な時期に返還される基地」は、ほとんど自衛隊に引き継がれるものであり、さらに「即時返還される」C表の基地は34箇所と数の上では多くなっているが、一つの金網に囲まれている那覇空港と那覇空軍・海軍補助施設を別々の施設としたり、極めて小さな建物1棟を1施設と数えて作成されている。

このほか、沖縄返還にあたって日本政府が「本土並み」と並んで原則とした「核抜き」についても、沖縄返還交渉に際して有事の際に沖縄への核持ち込みと通過を認める極秘文書について、平成22年（2010年）の外務省有識者委員会の調査報告書では、「若泉-キッシンジャー」ルートで作成された「合意議事録」は、佐藤内閣以降の後継内閣を拘束する効力をもたず、また、共同声明以上の内容を持ったものともいえないので密約とはいえないとしており、非核三原則は今後とも堅持していく、としている。

また、1971年（昭和46年）11月24日、衆院本会議において、「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が行われているが、昭和47年（1972年）の復帰以降、令和4年（2022年）3月31日時点までに返還された在沖米軍基地（専用施設）は、面積にしておよそ33.8パーセントにとどまっており、戦後80年近く経過した今日においても、国土面積の0.6パーセントに過ぎない狭隘な本県に、全国の米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、県土面積の8.1パーセントを米軍基地が占める状況となっている。

#### 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議

- 1 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませぬの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 2 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。

### 2 国際情勢の変動と沖縄の基地

第二次世界大戦後、世界は程なく米国を中心とする西側陣営と、ソ連を中心とする東側陣営が対峙する冷戦時代に突入し、1949年（昭和24年）の中華人民共和国の成立や1950年（昭和25年）の朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化により、米国は極東政策の転換を余儀なくされ、沖縄は太平洋地域の防衛上の重要な地点として、米戦略の要所と位置づけられた。

こうした国際情勢を背景に、米国は沖縄の基地の長期保有方針を打ちだし、沖縄を米国の施政下に置き続けるとともに、1950年代を中心に、那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等、各地において土地の強制接収を行い、広大かつ過密な米軍基地を構築していった。

昭和47年（1972年）5月の沖縄の日本復帰の時点においても、ベトナム戦争などの局地的戦争を含め世界が東西冷戦の激動期にあり、沖縄復帰に先立つ1972年（昭和47年）1月の佐藤・ニクソン会談後の共同発表で、在沖米軍施設・区域の整理縮小の必要性について言及されるも、その大部分が安保条約に基づく提供施設として、引き続き米軍に使用されることとなった。

第二次世界大戦後、長く続いた米ソ主軸の東西冷戦構造は、平成元年（1989年）11月の「ベルリンの

壁」の崩壊を皮切りとした国際情勢の変動の中、同年12月にブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連最高会議議長兼党書記長との間で行われた「マルタ会談」において、その終結が宣言され、これを引き金とした東欧諸国の政変、ワルシャワ条約機構の解体を経て、平成3年（1991年）12月にソビエト連邦が解体した。

平成5年（1993年）4月の日米首脳会談では、両国は、冷戦終結後の時代においても、米国のプレゼンスと安保条約の堅持がアジア・太平洋地域の安全保障にとって引き続き重要であることを確認し、同年5月の日米防衛首脳会談では、冷戦終結後においても日米安全保障体制の重要性にいささかの变化もないこと、アジア・太平洋地域の平和と安定にとって米軍のプレゼンスが不可欠であることで意見が一致した。

米国防総省が平成7年（1995年）2月に発表した「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障戦略」は、米国が冷戦終結後のアジア太平洋地域における戦略を明らかにしたものであり、この中で、日米同盟が日米両国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で主要な要素であると述べている。また、米国は約10万の米軍の前方展開兵力を維持し、この地域の平和と安定に引き続き関与していくとしている。

平成8年（1996年）4月の「日米安全保障共同宣言」は、冷戦終結後の安保体制の意義・役割などに関する日米両政府間の一連の協議成果の集大成として発表された。この共同宣言では、アジア太平洋地域には依然として不安定性及び不確実性が存在するとの情勢認識の下で、安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、21世紀に向けてこの地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した上で、日本が安保条約に基づく施設・区域の提供などを通じ適切な寄与を継続することなどについて改めて確認している。また、同宣言は、米軍の施設及び区域が集中している沖縄について、安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。

平成9年（1997年）9月、日米安全保障共同宣言の趣旨を踏まえ、日米双方は、政策協議や情報交換などを緊密に行いつつ、新しい時代におけるより効果的な防衛協力関係の構築を目的とした「指針」の見直しを実施し、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定された。新たな日米防衛協力のための指針が策定されたことを受け、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め必要な措置を講じることが閣議決定され、平成11年（1999年）5月、国会において、①周辺事態安全確保法、②日米物品役務相互提供協定改定協定、③自衛隊法の一部改正法、いわゆるガイドライン関連法が成立・承認された。

平成13年（2001年）9月11日にアメリカ・ニューヨーク市などで発生した同時多発テロ事件（以下この節において9.11同時多発テロという。）は、国際テロの脅威を全世界に改めて認識させ、米国をはじめとする各国による「テロとの闘い」が始まる契機となった。同月に米国防総省が発表した4年期ごとの国防計画見直し（以下この節において「QDR」という。）では、9.11同時多発テロなど、近年の脅威の変化に対応し、従来の2つの大規模な地域紛争に同時に対処するいわゆる「二正面戦略」から、奇襲、テロ等の「非対称戦」に着目し、それに必要な能力の構築を目指す方針が示された。

平成18年（2006年）2月のQDRは、前回（平成13年）のQDRで示された「能力ベース」アプローチを踏襲し、伝統的課題（通常戦力による国家間紛争の脅威）に対処する能力を維持しつつ、非正規型課題（テロや反乱といった非正規型手段を使用する脅威）、壊滅型課題（大量破壊兵器などの調達、保有、使用による脅威）、混乱型課題（バイオテクノロジー、サイバー攻撃など）への対処能力を向上させる必要があるとしている。さらに、QDRは、米国が現在、直面しているテロ・ネットワークとの「長い戦争」は米国のみで勝利することはできないとして、米国政府がその国力を結集するとともに、同盟国や友好国などとも緊密に連携する必要があるとしている。

また、平成22年（2010年）2月のQDRでは、複雑な安全保障環境（新興勢力（中国・インド）の台頭、非国家主体（テロリスト等）、大量破壊兵器の拡散）を踏まえ、主要な地域紛争に同時に対処する「二正面作戦」を基軸に戦力規模・編成を決定するのではなく、多様な脅威に対応できる柔軟な態勢を確立することや、同盟国等のパートナーとの協調を重視することが示された。

平成27年（2015年）4月27日の日米安全保障協議委員会（いわゆる「2プラス2」、以下この章において「SCC」という。）において、切れ目のない形で我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するとともに、地域・グローバルや宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域における同盟の協力の拡がりを反映させた、新たな「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）が了承された。同年9月19日には、我が国において、平素における米軍等の部隊の武器等の防護、重要影響事態及び国際平和共同対処事態における他国軍隊等への支援活動、さらには、「新三要件」を満たす場合における、わが国を防衛するための必要最小限度の自衛の措置としての限定的な集団的自衛権の行使等を内容とする、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」が成立、平成28年（2016年）3月29日に施行された。

**新三要件とは、「①わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」をいう。**

令和4年(2022年)2月24日、ロシアは、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。このような力による一方的な現状変更は、武力の行使を禁ずる国際法や国連憲章に違反するだけでなく、国際秩序の根幹を揺るがすこととなった。

また、中国は、独自の主張や近年の軍事力の強化を背景に、日本周辺の海空域において活動を活発化させており、特に尖閣諸島周辺では、中国公船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返している。令和4年(2022年)8月4日には、台湾に対する軍事的圧力を高め、日本の排他的経済水域(EEZ)内への5発の着弾を含む計9発の弾道ミサイルを発射し、与那国島をはじめとする地域住民へ不安を与えることとなった。

令和4年(2022年)に入ってから、北朝鮮は、これまでにない頻度で弾道ミサイルなどを発射している。同年10月には、弾道ミサイルを日本の上空を通過させる形で発射し、また、ICBM級弾道ミサイルの発射も繰り返している。

米国は、令和4年(2022年)10月に発表した国家安全保障戦略や国家防衛戦略において、ロシア、中国、北朝鮮を「挑戦」や「脅威」と位置づけ、同時に発表された「核態勢の見直し」では、2030年代に、史上初めて、ロシアと中国、2つの核大国に直面するとした。このような情勢においては、互恵的な同盟及びパートナーシップが国家防衛戦略の重心であるとし、特にインド太平洋地域における中国の軍事的行動に対しては、「自由で開かれたインド太平洋」の維持のため、同盟国やクアッド、AUKUSなどの多国間枠組みへの取組を推進するとした。

こうした状況に対し、政府は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとして、日本の防衛力の抜本的強化を掲げ、令和4年12月16日に国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画(いわゆる安保関連3文書)を策定し、閣議決定した。日米同盟を基軸とし、同志国との連携を強化することで、力による一方的な現状変更やその試みに抑止・対処していくとし、また、日本の防衛力強化の一環として、反撃能力の保有や宮古、石垣、与那国島を中心とした先島地域における防衛体制の強化が進められている。

一方、日米両国は、新たな脅威の台頭やグローバル化などの国際的な安全保障環境の変化などを踏まえ、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

日米協議は、日米両国の共通戦略目標の確認にはじまり、日米の役割・任務・能力、兵力態勢の再編(在日米軍の兵力構成見直し)について協議を進め、諸合意がなされた。沖縄の米軍基地については、平成17年(2005年)2月19日のSCC及び同年10月29日のSCCにおける協議を経て、平成18年(2006年)5月1日のSCCにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

また、平成24年(2012年)4月27日のSCCの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納飛行場より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意された。

平成25年(2013年)4月5日には、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に関して、各施設・区域ごとの返還区域や返還条件などが示された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表された。

令和5年(2023年)1月11日のSCCにおいて、厳しさを増す安全保障環境に対応し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するためとして、日米両国は、平成24年(2012年)4月27日のSCCで調整された日米のロードマップを再調整し、米軍の態勢を最適化するものとして第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊を沖縄に残留させ、同連隊は令和7年(2025年)までに第12海兵沿岸連隊(MLR)に改編されることとなった。この再調整に関しては、現行再編計画の基本的な原則は維持したうえで、沖縄の負担軽減に最大限配慮するとしている。

### 3 沖縄の基地問題への取組

沖縄県における米軍基地については、昭和47年(1972年)5月の日本復帰に際し、すみやかな整理縮

小の措置をとるべきとする国会決議がなされたにもかかわらず、基地の整理縮小は遅々として進まず、復帰後、米軍基地（専用施設）の返還が本土で60.0パーセントと進んだのに対し、本県では33.3パーセントの返還にとどまり、戦後80年近く経過した今日においても、国土面積の0.6パーセントに過ぎない狭隘な本県に、全国の米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、県土面積の8.1パーセント、沖縄本島においては14.4パーセントを米軍基地が占める状況となっている。

このように広大かつ過密に存在する米軍基地は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっているばかりでなく、航空機騒音の住民生活への悪影響や演習に伴う事故の発生、跡を絶たない米軍人・軍属による刑事事件の発生、さらには汚染物質の流出等による自然環境破壊の問題等、県民にとって過重な負担となっている。

県は、平成6年（1994年）6月の訪米要請で、沖縄戦終結50周年の節目の年である平成7年（1995年）までに解決を求める重要3事案として、那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還、さらに県道104号線越え実弾砲撃演習の中止を日米両政府に対し強く要請したが、具体的な進展はなかった。

平成7年（1995年）には、楚辺通信所及び嘉手納飛行場等13施設の一部用地の使用期限切れに伴う駐留軍用地の強制使用問題が発生し、沖縄の米軍基地のあり方を厳しく問わざるを得ないとの観点から、当時の大田知事が、代理署名等の機関委任事務を拒否したため、国が職務執行命令訴訟を提起するなど、翌年9月の知事の公告縦覧代行応諾に至るまで、政府との間で厳しい状況が続いた。また、平成7年（1995年）9月に発生した米軍人による少女暴行事件は、戦後50年余の米軍基地に対する県民の鬱積した不満を爆発させ、同年10月には、約85,000人（主催者発表）が参加する県民総決起大会が開催された。また、平成8年（1996年）9月には日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施され、地位協定の見直しや基地の整理縮小を求める県民の意思が明確にされた。

このような沖縄県内における米軍基地問題の動向は、米軍基地問題に対する国内外の世論をかつてないほどに喚起し、国の安全保障の問題や日米安全保障体制のあり方、さらに過重な基地負担を強いられている沖縄の米軍基地問題の解決について様々な議論を呼び起こすきっかけとなった。

日米両国政府は、沖縄の米軍基地問題に対する国内外の関心の高まりを背景に、平成7年（1995年）11月、沖縄県民の負担を軽減し日米同盟関係を強化することを目的とした「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置し、平成8年（1996年）12月、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することなどを内容とするSACO最終報告が合意された。

しかしながら、SACOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、沖縄県は、過重な基地負担をしてきた県民の意向に答えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、平成13年（2001年）5月、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、平成14年（2002年）8月、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、平成15年（2003年）11月、ラムズフェルド米国防長官に対し、平成16年（2004年）11月、米国議会に設置された「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

また、日米両国が、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議を進める中、平成17年（2005年）3月に、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官に対し、米軍再編の中での沖縄県の基地負担の軽減を要請した。

平成18年（2006年）5月1日のSCCにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000名の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

また、平成24年（2012年）4月27日のSCCの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9,000名の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意された。

県としては、合意内容である約9,000名の米海兵隊の要員の日本国外への移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施を日米両政府に求めている。

## 第3節 施設分科委員会覚書（5. 15メモ）

### 1 「5. 15メモ」とは

昭和47年5月15日、日米合同委員会が開催され、日米両国は沖縄県における米軍基地の使用について合意した。5月15日に行われたことから、この合意は一般に「5. 15メモ」と呼ばれている。<sup>\*1</sup>

なお、この合意は、日米地位協定第2条に基づくものである。

#### 《日米地位協定第2条第1項》

合衆国は、日米安全保障条約第6条の規定に基づき日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて日米両政府が協定を締結しなければならない。

日米合同委員会の合意議事録は秘密事項とされ、公にされなかったが、施設名・面積等の一部事項については、昭和47年6月15日に防衛施設庁告示として公表された。また、昭和53年に県内22施設、本土所在6施設について使用条件等が公表された。

しかし、これまでの公表では、合意がどのような内容を含んでいるのか、その使用の全容を知ることが不可能であり、また、全施設について使用条件が公表されていないことから、基地使用の実態を把握することは困難であった。

また、基地の運用は、県民生活、特に基地周辺における地域住民の生活に大きく係わる問題であり、基地使用の実態を把握し、県民生活の安全を確保するためには「5. 15メモ」の公表が必要であることから、県は、これまでその全部の公表を日米両政府に要請してきた。

その結果、平成9年3月25日、「5. 15メモ」の全文が公表された。

### 2 「5. 15メモ」公表に関する経過

#### (1) 使用条件の一部公表にいたる経過

- ① 昭和47年5月15日 日本復帰。  
日米合同委員会において沖縄の米軍基地の使用について合意。  
(5. 15メモ)
- ② 昭和47年6月15日 日米合同委員会の合意事項は秘密事項であるとして公表されなかったが、その一部について、合同委員会の合意に基づき、防衛施設庁告示第12号として告示。(告示内容は次の表のとおり)

表：防衛施設庁告示第12号内容

区分	告示内容
1. 陸上施設	施設番号、施設名、所在地、所有関係、種類※ 面積、使用目的
2. 訓練区域（水域）	区域、用途、制限
3. 訓練区域（空域）	範囲（区域と高度制限）、用途、使用時間
4. 陸上施設の共同使用	施設番号、施設名、共同使用

注：「種類」には、施設の土地・水域・空域を区分して明示している。

- ③ 昭和48年3月30日 初の県道104号線越え実弾砲撃演習が実施される。  
県道封鎖について、県や地元市町村が国、米軍に抗議したところ、「同県道は、提供施設内であり、本来米軍が常時使用してもいいが、復帰時の日米合同委員会の合意によって、米軍の活動を妨げない限り一般住民の使用が認められている」という説明が非公式になされた。

注：ここではじめて「5. 15メモ」の存在が明らかになり、内容が問題視され、公表の必要性が指摘された。しかし、合同委員会の合意は秘密事項であることを理由に公表されなかった。

\*1：施設分科委員会覚書（いわゆる「5. 15メモ」）は、外務省ウェブサイトに掲載されている。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/02\\_03.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/02_03.pdf)

- ④ 昭和52年7月2日 キャンプ・シュワブ内のハリアーパッドを使用して、ハリアー機による垂直離着陸訓練が開始された。これに対し名護市が「防衛施設庁告示によるとキャンプ・シュワブに空域は設定されていない。さらに、使用目的に照らしても空域を使用しての訓練は疑問である」と指摘したのに対し、米軍は、キャンプ・シュワブについては、「5. 15メモ」の中で「使用条件」として空域の使用が認められていることを明らかにした。

注：使用条件が明らかにされないのは県民無視であり、公表すべきであるとの声が県民の間で高まり、県も国に対して公表を求める要請を行った。同問題については、国会でも審議された。

- ⑤ 昭和53年5月 防衛施設庁は、沖縄県内の22施設並びに本土所在の6施設について、施設の提供にかかる合同委員会の合意中、国民の生活に関連がある使用条件等の概要について公表。（注：「5. 15メモ」そのものの公表ではない）

## (2) 使用条件一部公表後の動き

- ① 昭和57年6月 国に対し公表を要請。  
② 昭和60年5月30日～6月20日 第1回目の知事訪米において、「5. 15メモ」の公表を米国政府に要請。  
③ 昭和60年7月 「5. 15メモ」の公表を日本政府に対し要請。

## (3) 全文公表までの経過

- ① 平成7年11月4日 日米両政府に対し、日米地位協定の見直し要請の1つの項目として、「5. 15メモ」を含む日米合同委員会合意事項を速やかに公表するよう要請。  
② 平成8年12月2日 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」ことが日米間で合意された。  
③ 平成9年2月17日 平成9年2月10日に明らかになった鳥島射爆撃場における劣化ウラン弾使用事件に関連し、橋本総理大臣と大田知事との会談及び「沖縄米軍基地問題協議会」の幹事会の場で、県は、昭和47年5月15日の日米合同委員会で合意された在沖米軍基地に関する合意、いわゆる「5. 15メモ」を公表するよう、国に要望した。  
④ 平成9年3月25日 橋本総理大臣と大田知事との会談の場において、昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち、以下のものが公表された。
  - ・1972年5月15日の合同委員会合議事録
  - ・1972年5月15日の沖縄の施設・区域に関する合同委員会覚書
  - ・施設分科委員会覚書
  - ・添付の施設・区域の図面等
  - ・引用の「陸上訓練場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意の文書等このうち「施設分科委員会覚書」がいわゆる「5. 15メモ」である。また昭和47年5月15日合同委員会関係文書のうち公表されていないものについても、数か月以内の公表に向けて米側と調整中であるとの説明があった。  
⑤ 平成9年7月25日 その公表されていなかった残りの文書10件が、外務省から公表された。公表された文書は次のとおり。
  - ・1972年5月15日の電気通信・電波に関する合意第2章附属A、B、C及びDへの追加文書に関する周波数分科委員会覚書
  - ・沖縄に所在する在日米軍通信施設・区域における電波障害に関する合同委員会覚書
  - ・沖縄の米軍軍事通信システムの無線回線の無線伝搬妨害に関する合同委員会覚書
  - ・税関審査に関する合意の修正に関する出入国分科委員会覚書
  - ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する日本側提出覚書

- ・日本における軍事銀行業務施設のリストの修正に関する米側提出覚書
- ・第三国の国籍を有する合衆国軍隊雇用者のリストの改正に関する米側提出覚書
- ・国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する米側提出覚書
- ・「在日合衆国軍隊の第15条諸機関によって使用される現地国籍を有する職員の日本国政府による雇用に関する補足的労務合意及び財政取極」の改定第107号
- ・1972年5月15日の沖縄航空管制合意に関する民間航空分科委員会覚書

## 第4節 基地の現状

### 1 米軍基地の概要

#### (1) 米軍専用施設と米軍一時使用施設

米軍基地は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域(米側が管理。同協定第2条第4項(a)に基づき自衛隊等も使用するものを含む)と、同協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域(日本側が管理)に分かれる。前者が、いわゆる米軍専用施設であり、後者が米軍一時使用施設(注)である。

本県においては米軍基地面積の98.9パーセントが米軍専用施設であるのに対し、他の都道府県における米軍専用施設は米軍基地面積の9.8パーセントに過ぎず、ほとんどは自衛隊基地等を米軍が一時的に使用する形態となっている。

注 共同使用施設と呼ばれることもある。

#### (2) 概況

沖縄には、令和4年3月末現在、県下41市町村のうち21市町村にわたって33施設、18,666.2ヘクタールの米軍基地が所在しており、県土面積228,215ヘクタール(令和3年10月1日現在、国土地理院の資料による)の8.2パーセントを占めている。

米軍基地の復帰後の推移をみると、復帰時の87施設、28,660.8ヘクタールに比べ、施設数では62パーセント減少したものの、面積は35パーセントの減少にとどまっている。

また、全国と比べてみると、在沖米軍基地は全国に所在する米軍基地面積の19.1パーセントに相当し、北海道の35.2パーセントに次いで大きな面積を占めている。ただし、米軍が管理する専用施設に限ってみると、実に全国の70.3パーセントが本県に集中しており、他の都道府県に比べて過重な基地の負担を負わされていることが分かる。

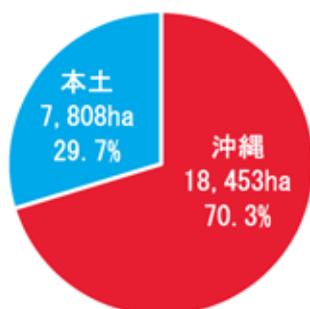
なお、他の都道府県の面積に占める米軍基地の割合をみると、本県の8.2パーセントに対し、静岡県(1.2パーセント)及び山梨県(1.0パーセント)が1パーセント台であるほかは、1パーセントにも満たない。また、国土面積に占める米軍基地の割合は0.26パーセントとなっている。

#### 米軍基地の施設数及び面積の全国対比(令和4年3月末現在)

		全国		沖縄		本土	
米軍専用施設	施設数	76	100.0%	31	40.8%	45	59.2%
	面積(ha)	26,260.8	100.0%	18,452.5	70.3%	7,808.4	29.7%
一時使用施設	施設数	70(54)	100.0%	7(2)	10.0%	63(52)	90.0%
	面積(ha)	71,723.2	100.0%	213.7	0.3%	71,509.5	99.7%
合計	施設数	130	100.0%	33	25.4%	97	74.6%
	面積(ha)	97,984.0	100.0%	18,666.2	19.1%	79,317.8	80.9%

注：一つの施設の一部が一時使用施設となっている場合があるため、米軍専用施設の施設数と一時使用施設の施設数の合計は合計の施設数と一致しない。なお、一時使用施設の( )内の数字は、施設の全部が一時使用施設となっている施設の数である。

#### 米軍専用施設面積の全国対比



**(3) 地区別分布状況**

本県における米軍基地の地区別分布状況をみると、北部地区に最も多く、全米軍基地面積の63.6パーセントが同地区に集中している。

同地区には、部隊の移動訓練やサバイバル訓練、ゲリラ訓練等様々な訓練が行われている北部訓練場をはじめ、実弾射撃訓練及び爆発物処理施設として使用されているキャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等、11,869.4ヘクタールの基地が所在し、北部地区面積の14.4パーセントを占めている。

次いで多いのが中部地区で、全米軍基地面積の34.8パーセント(6,504.5ヘクタール)、中部地区面積の23.0パーセントを占めている。

同地区の米軍基地は、面積は北部地区より小さいものの、太平洋地域で最大の米空軍基地である嘉手納飛行場や、在日米軍基地の中でも有数の回転翼機及びティルトローター機を有する普天間飛行場をはじめ、在沖米海兵隊基地司令部があるキャンプ瑞慶覧、大規模な弾薬貯蔵施設である嘉手納弾薬庫地区、神奈川県横須賀、長崎県佐世保と並びわが国における米軍原子力潜水艦の寄港地となっているホワイト・ビーチ地区等、米軍にとって極めて重要な基地が集中している。在日米軍沖縄調整事務所も、この地区(キャンプ瑞慶覧)に置かれている。

南部地区の米軍基地は200.7ヘクタールで、全米軍基地面積の1.1パーセント、南部地区面積の0.6パーセントとなっている。同地区の米軍基地は、復帰当初は1,308.3ヘクタールもあったが、その後、自衛隊基地への引継ぎや、那覇市を中心に同地区に所在する米軍基地の返還又は移設作業が進められた結果、大幅に減少した。しかし、依然としてこの地区には那覇港湾施設が存在しており、振興開発の妨げとなっている。

八重山地区の米軍基地は、尖閣諸島にある2つの射撃場のみであるが、現在はほとんど使用されておらず、宮古地区には、米軍基地は置かれていない。

なお、米軍基地が市町村面積に占める割合をみると、嘉手納町の82.0パーセントを筆頭に、金武町の55.6パーセント、北谷町の51.6パーセント、宜野座村の50.7パーセントと、これらの4町村では実に面積の半分以上が米軍基地となっているほか、上位7位までの市町村において、米軍基地は面積の30パーセント以上を占めている。

**米軍基地の地区別面積(令和4年3月末現在)**

地区	陸地面積(ha)	施設面積(ha)	施設面積全体に占める割合	陸地面積に占める割合
(全県)	228,215	18,666.2	100.0%	8.2%
北部	82,556	11,869.4	63.6%	14.4%
中部	28,335	6,504.5	34.8%	23.0%
南部	35,493	200.7	1.1%	0.6%
宮古	22,590	—	—	—
八重山	59,245	91.5	0.5%	0.2%
(沖縄本島)	120,847	17,602.7	94.3%	14.6%

注：陸地面積は、国土地理院の資料(令和3年10月1日現在)による。ただし、境界未定部分については、令和4年度普通交付税の算定に用いる市町村面積の協定書によって按分した。

市町村面積に占める米軍基地の割合（上位10市町村）

	市町村	市町村面積 (ha)	基地面積 (ha)	市町村面積に 占める割合(%)
1	嘉手納町	1,512	1,240.5	82.0%
2	金武町	3,793	2,109.2	55.6%
3	北谷町	1,391	718.1	51.6%
4	宜野座村	3,130	1,586.3	50.7%
5	読谷村	3,528	1,255.2	35.6%
6	伊江村	2,278	801.5	35.2%
7	沖縄市	4,972	1,689.5	34.0%
8	宜野湾市	1,980	582.1	29.4%
9	恩納村	5,084	1,484.7	29.2%
10	東村	8,188	2,267.0	27.7%
	基地所在市町村	128,791	18,666.2	14.5%
	全 県	228,215	18,666.2	8.2%

注：陸地面積は、国土地理院の資料（令和3年10月1日現在）による。ただし、境界未定部分については、令和4年度普通交付税の算定に用いる市町村面積の協定書によって按分した。

（4）所有形態別状況

本県の米軍基地面積の所有形態別状況は、民有地が39.4パーセント、市町村有地が35.7パーセント、県有地が1.3パーセントと全体の約4分の3が民・公有地となっており、国有地は約4分の1（23.5パーセント）である。

特に、中部地区においては、民有地が76.2パーセント、市町村有地が16.7パーセントとなっているなど、米軍基地面積の93.3パーセントを民・公有地が占めている。

これは、本土の米軍基地面積の87.4パーセントが国有地で、民・公有地は12.6パーセントに過ぎないのに対し、大きな特徴であり、本土の米軍基地の大半が戦前の旧日本軍の基地をそのまま使用してきたのに対し、本県の米軍基地は、旧日本軍が使用した区域にとどまらず、沖縄戦における占領と基地建設、そして戦後の新たな基地建設の過程で、米軍による民・公有地の新規接収が各地で行われた背景の違いを表している。

このように、本県の米軍基地は、ただ単に面積が広大であるばかりでなく、基地が建設された経緯を反映して、その所有形態においても他の都道府県の米軍基地とは様相を異にしており、基地の整理縮小や返還跡地の利用促進を図る上でも解決しなければならない課題が山積し、沖縄の基地問題の難しさを物語っている。

地区別所有形態別米軍基地面積及び割合（令和4年3月末）

（単位：ha）

地区	国有地	県有地	市町村有地	民有地	合計
北部	3,931.2 (33.1%)	218.7 (1.8%)	5,549.2 (46.8%)	2,170.3 (18.3%)	11,869.4 (100.0%)
中部	436.5 (6.7%)	24.6 (0.4%)	1,088.1 (16.7%)	4,955.4 (76.2%)	6,504.5 (100.0%)
南部	21.5 (10.7%)	4.6 (2.3%)	30.4 (15.1%)	144.2 (71.8%)	200.7 (100.0%)
八重山	4.1 (4.5%)	-	-	87.4 (95.5%)	91.5 (100.0%)
合計	4,393.3 (23.5%)	247.9 (1.3%)	6,667.7 (35.7%)	7,357.3 (39.4%)	18,666.2 (100.0%)

注1 合計と内訳は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

注2 ( ) 内の数値は、各地区の所有形態別割合である。

## (5) 用途別使用状況

本県の米軍基地の用途別状況をみると、「演習場」が施設数、面積とも最も多く、14施設、11,697.4ヘクタール（全基地面積の62.7パーセント）となっている。

この「演習場」施設には、米軍基地として県内最大の面積を有するキャンプ・ハンセンをはじめ、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場などのほか、南部地区や八重山地区（尖閣諸島）の離島に所在する射爆撃場等がある。

なお、「演習場」施設の面積の97.8パーセント（6施設）が、北部地区に集中している。

「演習場」に次いで施設面積が大きいものが「倉庫」で、4施設、3,144.2ヘクタール（全基地面積の16.8パーセント）を占めている。

「倉庫」施設には、各軍が必要とする弾薬の総合貯蔵・補給施設として重要な役割を果たしている嘉手納弾薬庫地区や辺野古弾薬庫の二つの弾薬庫のほか、在日米軍の中でも主要な兵站基地となっている牧港補給地区等があるが、嘉手納弾薬庫地区だけで「倉庫」施設の面積の83.6パーセントを占めている。

「演習場」、「倉庫」に次いで施設面積が大きいのが「飛行場」で、嘉手納飛行場と普天間飛行場の2施設、2,461.4ヘクタールである。この両施設はいずれも中部地区に所在し、しかもそれぞれ空軍及び海兵隊の中核基地となっている。

このほか、本県の米軍基地にはキャンプ瑞慶覧やキャンプ・コートニー等の「兵舎」施設が5施設、843.5ヘクタール、八重岳通信所や陸軍特殊部隊（グリーンベレー）が配備されているトリイ通信施設等の「通信施設」が3施設所在し、その面積は248.4ヘクタールとなっている。

また、米第7艦隊の兵站支援港で原子力潜水艦の寄港地としても重要な役割を果たしているホワイト・ビーチ地区や、湾岸戦争の際の軍事物資の積み出し港として使用された那覇港湾施設等の「港湾」施設は、3施設、215.8ヘクタール、「その他」の施設は、主に米軍人・軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている奥間レスト・センター、54.6ヘクタール及び航空自衛隊那覇基地の一部で、米軍一時使用施設である那覇飛行場0.7ヘクタールである。

## 地区別用途別米軍基地数及び面積（令和4年3月末現在）

（単位：面積はha、割合は%）

		演習場	倉庫	飛行場	兵舎	通信	港湾	その他	合計
北部	施設数	6	1			1		1	9
	面積	11,435.4	375.7			3.7		54.6	11,869.4
中部	施設数	2	3	2	5	2	2		16
	面積	27.0	2,768.5	2,460.9	843.5	244.7	159.9		6,504.5
南部	施設数	4					1	1	6
	面積	143.5		0.5			55.9	0.7	200.7
八重山	施設数	2							2
	面積	91.5							91.5
合計	施設数	14	4	2	5	3	3	2	33
	面積	11,697.4	3,144.2	2,461.4	843.5	248.4	215.8	55.3	18,666.2
	割合	62.7%	16.8%	13.2%	4.5%	1.3%	1.2%	0.3%	100.0%

注1：合計と内訳は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

注2：北部地区の「倉庫」について、面積には嘉手納弾薬庫の恩納村部分を含み、施設数は辺野古弾薬庫の1か所のみを計上している。

注3：南部地区の「飛行場」に計上されている面積は嘉手納飛行場の那覇市部分（航空郵便取扱所用地）であり、施設数としては計上していない。なお、同用地について平成30年版の本書では「その他」に計上していた。

## (6) 軍人・軍属及び家族数

軍人・軍属及び家族数については、平成21年までは毎年公表されていたが、平成22年は非公表とされ、平成23年6月末に公表されたのを最後に、現在まで公表されていない。

沖縄に配属された米軍人の数は、昭和47年の約39,350人を最高に、平成元年までにほぼ30,000人から

34,000人台で推移していたが、平成2年以降は30,000人台を割り、平成11年以降は、21,000人から26,000人台となっている。

軍人数の変動については、米軍の再編・統合や、国際情勢・米国の財政状況など様々な要素が挙げられるが、復帰後の数箇年を除き、大幅な削減は行われていない。

なお、米軍に雇用される軍属については、昭和47年の約2,900人から暫時減少し、昭和53年以降平成4年まで1,000人未満で推移していたが、平成5年以降は1,000人から1,900人台となっている。

また、これら軍人・軍属の家族数の推移をみると、人数が把握されている昭和49年及び50年の約24,000人から減少し、昭和51年以降58年までの8年間は14,000人から18,000人台で推移していたが、昭和59年から再び20,000人台となり、以降17,000人から24,000人台で推移している。

一方で、軍別の状況については、大きな変化が見られる。

特に陸軍は大きく変動しており、復帰時から比較すると、軍人数が約6分の1以下にまで減少している。その要因として、復帰後の沖縄において陸軍の任務が減少したことや、昭和49年にいわゆるグリーン・ベレーや第7心理作戦群が相次いで米国に引き揚げたこと等が考えられる(注)。

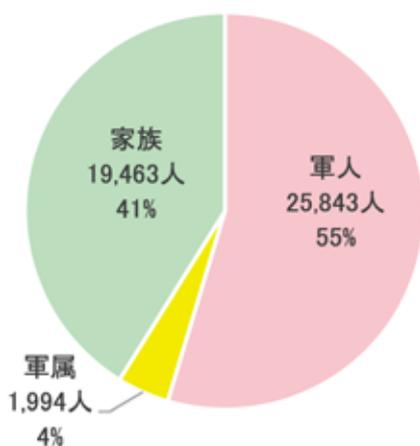
(注) 沖縄駐留米陸軍(USAGO)の公式ホームページ(<https://home.army.mil/okinawa/about/history>)は、復帰後の記述として「沖縄における米陸軍の任務が更に減少したのに伴って(原文は”As U.S. Army missions on Okinawa were further reduced.”)」とある。また、復帰前のグリーン・ベレー、第7心理作戦群の人員に関して、それぞれ925人、680人(文官279人を含む)とする政府答弁がある(沖縄及び北方問題に関する特別会議録第十号 昭和46年4月22日)。なお、グリーン・ベレーは昭和59年に再配備された。

在沖米軍人・軍属・家族数(平成23年6月末現在)

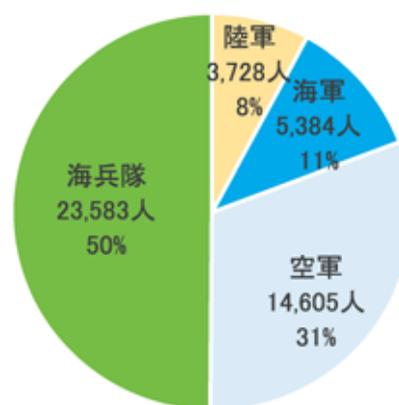
(単位:人)

	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	合計
軍人	1,547	2,159	6,772	15,365	25,843
軍属	326	1,139	437	92	1,994
家族	1,855	2,086	7,396	8,126	19,463
計	3,728	5,834	14,605	23,583	47,300

在沖米軍人・軍属・家族数の割合



在沖米軍人・軍属・家族数の軍別割合



在沖米軍人数（軍別）及び在沖米軍人・軍属・家族数（合計）の推移



注 数値については、次の表を参照。

在沖米軍人数（軍別）及び在沖米軍人・軍属・家族数（合計）の推移（表）

（単位：人）

年	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	
軍人	陸軍	10,844	8,809	5,300	3,574	2,703	1,831	1,387	1,357	1,431
	海軍	1,226	1,375	1,353	1,581	1,584	1,515	2,084	2,500	2,500
	空軍	10,834	11,115	8,750	8,900	8,500	8,507	8,889	9,000	9,280
	海兵隊	16,446	16,414	19,000	18,000	20,000	20,000	17,704	20,000	20,000
軍人・軍属・家族	42,229	40,274	60,484	57,596	52,678	48,287	46,166	47,913	48,948	

年	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	
軍人	陸軍	1,200	1,330	1,191	1,422	1,218	899	904	861	869
	海軍	2,700	2,890	2,722	3,223	3,141	3,081	2,727	2,862	2,327
	空軍	9,000	9,408	8,865	8,958	9,075	9,101	9,386	8,703	7,984
	海兵隊	18,000	21,074	18,936	21,271	21,487	20,918	21,530	22,070	19,255
軍人・軍属・家族	47,690	50,736	50,310	56,269	56,723	55,058	57,658	58,097	52,247	

年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
軍人	陸軍	872	805	866	859	887	875	843	838	782
	海軍	2,901	3,207	2,463	2,783	2,917	2,794	2,905	3,009	2,978
	空軍	7,511	7,643	7,882	7,134	7,483	7,252	7,000	6,881	6,838
	海兵隊	18,403	15,934	17,843	16,815	17,733	16,200	17,279	16,391	16,640
軍人・軍属・家族	49,251	49,813	51,751	50,678	52,594	52,288	53,539	50,893	50,336	

年	11	12	13	14	15	16	17	18	19
軍人	陸軍	832	832	946	943	917	935	880	1,600
	海軍	2,091	1,854	1,569	1,928	2,250	2,183	1,970	1,220
	空軍	6,975	6,808	6,755	6,734	7,100	6,163	7,100	6,700
	海兵隊	14,949	15,364	15,317	15,910	16,015	13,058	12,520	13,200
軍人・軍属・家族	48,626	49,502	49,279	49,346	50,826	45,354	42,570	43,550	48,490

年		20	21	22	23
軍人	陸軍	1,682	1,761		1,547
	海軍	1,284	1,217		2,159
	空軍	5,909	6,676		6,772
	海兵隊	12,402	14,958		15,365
軍人・軍属・家族		40,416	44,895		47,300

注1 「軍人・軍属・家族」について、昭和47年及び昭和48年は家族の人数を把握していないため、軍人及び軍属の合計である。

注2 平成22年及び平成24年以降は非公表。

## 2 米軍の軍別状況

本県に所在する米軍基地を軍別の管理形態によって区別すると、管理面積の多い順に、海兵隊、空軍、海軍及び陸軍となるが、これらの単独管理施設のほかに、2つ以上の軍が共用している施設もある。

以下、各軍別の状況である。

軍別の構成比（令和4年3月末現在）

区分	施設数	構成比(%)	面積(千㎡)	構成比(%)	軍人数(人)	構成比(%)
海兵隊	13	39.4	130,373	69.8	15,365	59.5
空軍	6	18.2	20,727	11.1	6,772	26.2
海軍	5	15.2	2,645	1.4	2,159	8.4
陸軍	3	9.1	3,731	2.0	1,547	6.0
共用	4	12.1	28,923	15.5	—	—
その他	2	6.1	261	0.1	—	—
合計	33	100.0	186,662	100.0	25,843	100.0

注1：沖縄防衛局の資料（令和4年3月末現在）を基に県が作成。

注2：軍人数については、平成23年6月末現在。また、軍属及び家族数は含まれない。

注3：軍人数については、共用、その他の施設毎の区分はしていない。

注4：計数は四捨五入によるため、符号しないことがある。



### (1) 海兵隊

在沖米海兵隊の基地は施設数、施設面積とも最も大きく、令和4年3月末現在、13施設、13,037.3ヘクタールで全施設面積の69.8パーセントを占めており、軍人数も在沖米軍の総軍人数の59.5パーセントが海兵隊員となっている。

令和5年9月現在、沖縄には、「第3海兵遠征軍」がキャンプ・コートニーに、その下部機関として、地上部隊を形成する「第3海兵師団」が同じくキャンプ・コートニーに、航空部隊である「第1海兵航空団」がキャンプ瑞慶覧に、これらの実戦部隊の後方支援部隊である「第3海兵兵站群」が牧港補給地区に司令部を置いている。さらに「第3海兵遠征旅団」がキャンプ・コートニーに、「第31海兵遠征部隊」がキャンプ・ハンセンに司令部を置いている。

なお、これらの部隊機関に所属する主な部隊として、「第3海兵師団」の下には、6か月交代で駐留する歩兵大隊からなる「第4海兵連隊（歩兵）」がキャンプ・シュワブに置かれ、令和5年11月に第12海兵連隊から改編された第12海兵沿岸連隊がキャンプ・ハンセンに置かれている。

また、「第1海兵航空団」の下に、実戦部隊である「第36海兵航空群」及び後方支援部隊である「第18海兵航空管制群」が普天間飛行場に配置されている。

戦闘部隊である第3海兵遠征軍とは別に、施設や人員の管理を行う在日海兵隊基地司令部は、以前キャンプ・コートニーに所在していたが、海兵隊太平洋基地司令部へと移行し、軍事施設指揮系統の再編（平成23年10月）に伴い、キャンプ瑞慶覧に司令部が置かれている。その指揮下にある県内の基地としては、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、牧港補給地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ・シュワブ、北部訓練場及び普天間飛行場がある。

本県の海兵隊基地は、復帰に伴い、それまでの在沖米軍の主力であった陸軍に代わり強化された。

昭和50年7月に、在沖米軍を代表する「在日米軍四軍調整官（在日米軍沖縄地域調整官）」が陸軍司令官から海兵隊司令官に代わった。

また、昭和50年6月に、「キャンプ瑞慶覧」の施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたほか、昭和51年4月には第1海兵航空団司令部中隊が山口県岩国基地から同基地へ移駐し、さらに、昭和54年には同岩国基地に駐留していた第17海兵航空団支援群が同基地に移駐した。

その他、昭和52年6月に「辺野古弾薬庫」が、昭和53年9月に「牧港補給地区」が陸軍から、平成元年8月に「伊江島補助飛行場」が空軍から海兵隊にそれぞれ移管された。

**(2) 空軍**

在沖米空軍の基地は、6施設、2,072.7ヘクタールで、全施設面積の11.1パーセントを占めている。これに対し、軍人数は総軍人数の26.2パーセントとなっており、海兵隊と並び在沖米軍の主力となっている。

空軍は、横田飛行場に司令部を置く「第5空軍」の指揮監理の下に、「第18航空団」が嘉手納飛行場に配置され、その管轄下に「第18運用群」、「第18整備群」、「第18任務支援群」、「第18医療群」、「第18施設群」が置かれている。

また、関連部隊として、「第353特殊作戦航空団」、「第390情報中隊」、「第82偵察中隊」、「第733空輸機動中隊」が配置されている。

空軍の施設には、「嘉手納飛行場」のほかに、通信施設である「八重岳通信所」や、「鳥島射爆撃場」、「出砂島射爆撃場」、「久米島射爆撃場」の演習場、保養施設である「奥間レスト・センター」がある。

**(3) 海軍**

在沖米海軍の基地は、5施設、264.5ヘクタール、全施設面積の1.4パーセントとなっており、軍人数は総軍人数の8.4パーセントとなっている。現在、「在沖米海軍艦隊活動司令部」が嘉手納飛行場に配置されている。

海軍の施設としては、通信施設である「泡瀬通信施設」、演習場である「黄尾嶼射爆撃場」、「赤尾嶼射爆撃場」、「沖大東島射爆撃場」のほか、港湾施設の「天願栈橋」がある。

**(4) 陸軍**

在沖米陸軍の基地は、3施設、373.1ヘクタール、全施設面積の2.0パーセントとなっており、軍人数は総軍人数の6.0パーセントとなっている。現在、陸軍は、トリイ通信施設に「第10地域支援群」、「在沖米陸軍基地管理本部」、「第1特殊部隊群（空挺）第1大隊」が配置されており、その他に、「第78通信大隊」の一部がキャンプ瑞慶覧及びトリイ通信施設に、「第835輸送大隊」が那覇港湾施設に置かれている。

陸軍は、沖縄の占領当初から復帰時まで一貫して軍政を担当し、復帰時には46施設を有し、全施設数の52.9パーセントを占めるなど、在沖米軍の中核となっていたが、基地の再編により、現在では施設数は最も少なく、面積についても3番目の大きさで、小規模なものになっている。

なお、「キャンプ瑞慶覧」は昭和50年6月に、「辺野古弾薬庫」は昭和52年6月に、「牧港補給地区」は昭和53年9月に海兵隊へそれぞれ移管された。

陸軍の施設には「トリイ通信施設」のほかに、「那覇港湾施設」、「陸軍貯油施設」がある。

**(5) 共用施設**

2つ以上の軍が共同で管理している共用施設は、4施設、2,892.3ヘクタールであり、「嘉手納弾薬庫地区」、「キャンプ・マクトリアス」が海兵隊と空軍の、「キャンプ・シールズ」が空軍と海軍の、「ホホワイト・ビーチ地区」が海軍と陸軍の共用施設となっている。

米軍基地の軍別状況（令和4年3月末現在）

単位：ha（%）

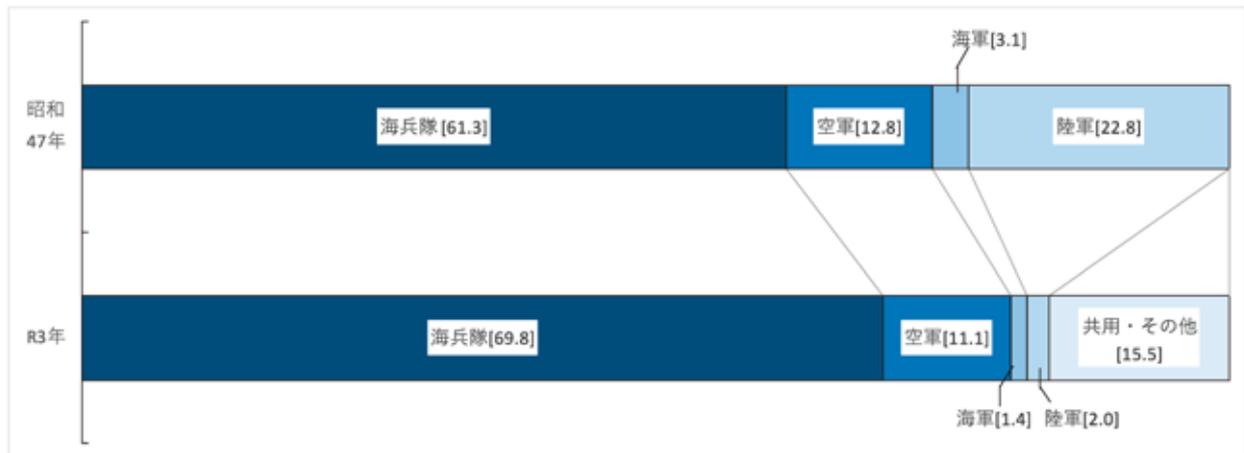
区分	昭和47年5月15日		令和4年3月31日		施設名
	施設数	面積	施設数	面積	
海兵隊	16 (18.4)	17,568.2 (61.3)	13 (39.4)	13,037.3 (69.8)	北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、キャンプ・コートニー、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、津堅島訓練場
空軍	14 (16.1)	3,661.2 (12.8)	6 (18.2)	2,072.7 (11.1)	奥間レスト・センター、八重岳通信所、嘉手納飛行場、鳥島射爆撃場、出砂島射爆撃場、久米島射爆撃場

海軍	11 (12.6)	901.4 (3.1)	5 (15.2)	264.5 (1.4)	天願棧橋、泡瀬通信施設、黄尾嶼射撃場、赤尾嶼射撃場、沖大東島射撃場
陸軍	46 (52.9)	6,530.0 (22.8)	3 (9.1)	373.1 (2.0)	トリエ通信施設、那覇港湾施設、陸軍貯油施設
共用			4 (12.1)	2,892.3 (15.5)	嘉手納弾薬庫地区（海兵隊・空軍）、キャンプ・マクトリアス（海兵隊・空軍）、キャンプ・シールズ（空軍・海軍）、ホワイト・ビーチ地区（海軍・陸軍）
その他			2 (6.1)	26.1 (0.1)	浮原島訓練場、那覇飛行場（自衛隊施設の一時使用）
合計 (割合)	87 (100.0)	28,660.8 (100.0)	33 (100.0)	18,666.2 (100.0)	

注：「昭和47年」の数値については、「沖縄の米軍基地関係資料（昭和47年11月）沖縄県総務部」による。また、計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

軍別状況の復帰時との比較表（面積の割合）

単位：%



### 3 自衛隊基地の概要

#### (1) 概況

自衛隊の沖縄配備は、昭和46年6月、日米安全保障協議委員会において承認された「沖縄の直接防衛責任の日本国による引受けに関する取極（久保-カーチス取極）」により行われた。

その後、「防衛計画の大綱」や「中期防衛力整備計画」（昭和61年度以降、策定されていた。最後の計画（令和元年度～令和5年度）は、防衛大綱に定める多次元統合防衛力を具現化するため、5年間の防衛力整備の方針や主要な事業などを定めた計画として、平成30年12月に安全保障会議と閣議で決定された。）等に基づき、防衛力の整備が行われてきた。

令和4年12月には、わが国の国家安全保障政策にかかる主要な文書として、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」（「防衛計画の大綱」に代わるもの）及び「防衛力整備計画」（「中期防衛力整備計画」に代わるもの）が閣議決定され、我が国の防衛力の抜本的な強化及び南西諸島における自衛隊機能の増強等が示されている。

令和4年3月末現在の本県の自衛隊施設数は、56施設（建物以外の施設等を含む。）、約7.8平方キロメートルであり、県土に占める割合は0.3パーセントとなっている。また、全国の自衛隊基地面積に占める割合は0.7パーセントである。県土に占める割合は、復帰当時の3施設、約1.7平方キロメートル（0.07パーセント）に比べると大幅な増加となっている。

#### (2) 地区別分布状況

本県の自衛隊基地を地区別にみると表3のとおりで、その面積の約57.2パーセントは南部地区に所在しており、次いで中部地区、八重山地区、北部地区、宮古地区となっている。

南部地区に集中しているのは、陸上自衛隊第15旅団及び航空自衛隊南西航空方面隊の本部が駐屯し、また、それに所属する各部隊が配置されているためである。特に、那覇市における施設の面積は、全施設面積の43.6パーセントを占めている。このほか南城市、糸満市、八重瀬町、久米島町に高射教育訓練場等がある。

中部地区には、うるま市に海上自衛隊の営舎（海上自衛隊沖縄基地隊）及び通信所（海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所）や、米軍が一時使用を行っている浮原島訓練場がある。また、陸上自衛隊の訓練場（陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場、陸上自衛隊沖縄訓練場）が沖縄市及びうるま市にある。

北部地区は、昭和63年以前には、地对空誘導弾（ナイキ）発射施設であった航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場の1施設のみであったが、海上自衛隊の航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所が国頭村に設置され、施設は2施設、約617,000平方メートルとなっている。

宮古地区には、宮古島市に陸上自衛隊の営舎（陸上自衛隊宮古島駐屯地）及び訓練場（陸上自衛隊保良訓練場）、航空自衛隊の通信施設（航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地）等がある。

八重山地区には、石垣市に令和5年3月に開設された陸上自衛隊石垣駐屯地、与那国町に陸上自衛隊の営舎（陸上自衛隊与那国駐屯地）等がある。

#### (3) 用途別使用状況

自衛隊基地の用途別使用状況は表4のとおりであり、浮原島訓練場等の「訓練場」施設が11施設、約3.1平方キロメートルとなっている。

次に、各隊の本部や後方支援施設等の総合施設である「営舎」施設が6施設、約1.4平方キロメートルとなっている。

「通信施設」は5施設、約1.0平方キロメートルとなっており、隊員及びその家族用としての「宿舎」施設が18施設、約0.2平方キロメートルとなっている。

また、「飛行場」施設は「航空自衛隊那覇基地」の1施設、約2.1平方キロメートルとなっている。

表1 自衛隊基地面積の推移

単位：千㎡

	昭和47年5月15日		昭和52年3月31日		昭和57年3月31日		昭和62年3月31日		平成4年3月31日		平成9年3月31日	
	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数
陸上自衛隊	291	1	907	9	1,233	10	2,290	11	2,428	13	2,282	13
航空自衛隊	1,301	1	2,251	10	2,305	10	3,218	10	3,269	10	3,340	10
海上自衛隊	69	1	206	2	242	2	259	2	870	4	867	4
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,661 (100)	3 (100)	3,365 (203)	21 (700)	3,780 (228)	22 (733)	5,767 (347)	23 (767)	6,565 (395)	27 (900)	6,488 (391)	27 (900)

	平成14年3月31日		平成19年3月31日		平成24年3月31日		平成29年3月31日		令和4年3月31日	
	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数
陸上自衛隊	2,251	13	2,811	14	2,803	13	3,089	16	4,006	29
航空自衛隊	3,254	10	3,297	10	3,288	10	3,263	10	3,246	10
海上自衛隊	868	4	865	4	572	3	572	3	572	3
その他	—	—	—	—	—	—	6	1	6	1
計	6,371 (384)	27 (900)	6,971 (420)	28 (933)	6,661 (401)	26 (867)	6,931 (417)	30 (1,000)	7,831 (471)	43 (1,400)

注1：（ ）内の数は、昭和47年5月15日の基地面積及び施設数をそれぞれ100とした場合の比較数である。建物のみの施設は除く。

注2：係数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

表2 基地面積の比較（令和4年3月末現在）

単位：千㎡（％）

	全国	沖縄	本土
米軍基地	979,840 (100.0)	186,662 (19.1)	793,178 (80.9)
自衛隊基地	1,097,627 (100.0)	7,831 (0.7)	1,089,796 (99.3)
計	1,362,641 (100.0)	194,229 (14.3)	1,168,412 (85.7)

注：米軍基地の面積には、米軍が自衛隊基地を一時使用（共同使用）した面積が含まれているため、合計から当該面積を除いている。

表3 自衛隊基地面積の地区別面積（令和4年3月末現在）

	件数		面積（千㎡）	
	構成比（％）		構成比（％）	
全県	43	100.0	7,831	100.0
北部地区	2	4.7	617	7.9
中部地区	6	14.0	1,391	17.8
南部地区	16	37.2	4,477	57.2
宮古地区	10	23.3	570	7.3
八重山地区	9	20.9	776	9.9
（本島）	(21)	(48.8)	(6,009)	(76.7)

注1：建物のみの施設は除く。

注2：那覇駐屯地白川高射教育訓練場の件数は中部地区に計上している。

注3：係数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

表4 用途別自衛隊施設・面積（令和4年3月末現在）

	施設数 (%)	面積 (千㎡)	施設名
訓練場	11 (25.6%)	3,101 (39.6%)	陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場 陸上自衛隊那覇訓練場 陸上自衛隊沖縄訓練場 陸上自衛隊保良訓練場 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場
営舎	6 (14.0%)	1,443 (18.4%)	陸上自衛隊那覇駐屯地 陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地 陸上自衛隊宮古島駐屯地 陸上自衛隊与那国駐屯地 陸上自衛隊石垣駐屯地 海上自衛隊沖縄基地隊
通信施設	5 (11.6%)	994 (12.7%)	海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所 海上自衛隊国頭受信所 航空自衛隊那覇基地与座岳分屯基地 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地
宿舎	18 (41.9%)	150 (1.9%)	陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地宇栄原宿舎 陸上自衛隊与那国駐屯地祖納宿舎 陸上自衛隊与那国駐屯地比川宿舎 陸上自衛隊与那国駐屯地久部良宿舎 陸上自衛隊宮古島駐屯地千代田宿舎 陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第1宿舎 陸上自衛隊宮古島駐屯地友利宿舎 陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第2宿舎 陸上自衛隊宮古島駐屯地保良宿舎 陸上自衛隊石垣島駐屯地大川長間宿舎 陸上自衛隊石垣島駐屯地登野城第1宿舎 陸上自衛隊石垣島駐屯地登野城第2宿舎 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎
飛行場	1 (2.3%)	2,136 (27.3%)	航空自衛隊那覇基地
医療	1 (2.3%)	—	陸上自衛隊南那覇駐屯地
その他	1 (2.3%)	6 (0.1%)	与那国海洋観測施設
合計	43 (100.0%)	7,831 (100.0%)	

注1：建物のみの施設は除く。

注2：「陸上自衛隊南那覇駐屯地」の施設面積は航空自衛隊那覇基地に含む。

注3：合計の欄は、四捨五入の関係で符合しないことがある。